

第68回 定時株主総会 招集ご通知

DAIKO

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階「Room 4」

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより議決権をご行使いただき、総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

第68回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
事業報告	22
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49

大興電子通信株式会社

証券コード：8023

株主各位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 松山 晃一郎

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階「Room 4」
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第68期(自2020年4月1日至2021年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期(自2020年4月1日至2021年3月31日) 計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
【議決権の行使等についてのご案内】をご参照願います。

以 上

- ◎お願い
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) で手続きください。(携帯電話向けサイトではお手続きできません。また携帯電話用のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daikodenshi.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 代理人による議決権の行使

代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主さま1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.daikodenshi.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権の不統一行使に際しての事前のご通知方法

議決権の不統一行使をされる場合には、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により、2021年6月21日（月曜日）までに到着するよう当社にご通知ください。

5. インターネットによる議決権行使のご案内

お手続きは、後記の<インターネットによる議決権行使のご案内>をご高覧のうえ、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用ください。

【株主さまへのお願い】

株主総会当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、以下の措置を講ずる予定であります。株主の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・当日ご出席いただく株主さまは、あらかじめ、マスクの持参・着用をお願いいたします。
- ・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒を配備いたします。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国後14日が経過していない方の入場はお断りする場合がございます。入場にあって検温を行う場合がありますことをご了承ください。
- ・感染拡大防止の観点から、座席間隔を広くとりますため、十分な座席が確保できず、満席となった場合には、入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。さらに、受付など一部スタッフは手袋を着用させていただきます。
- ・感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知をお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.daikodenshi.jp/ir/>) において、お知らせいたします。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

〇〇〇〇〇〇

※ログインQRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

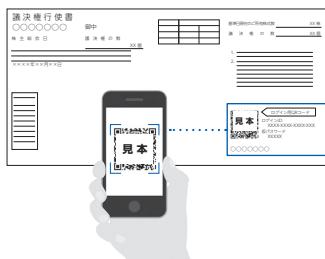
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

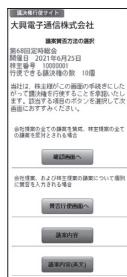
議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

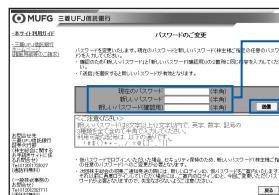
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

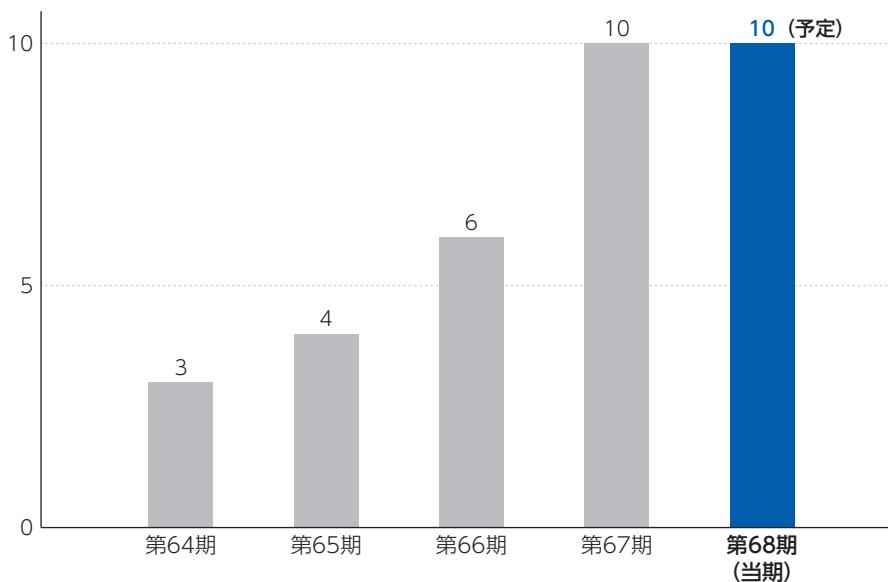
議案および参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

第68期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額136,455,070円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

1株当たり年間配当金の推移 (円)



第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今般、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有することで、監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、現行定款第24条（社外取締役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条（省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第11条（省略）	第5条～第11条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条（省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条（省略）	第18条（現行どおり）

● 株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （省略） 3. （省略）</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. （省略） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条（社外取締役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集手続き） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内を置く。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以上を置く。</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条（取締役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集手続き） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (新設)</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、<u>議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 2.（省略）</p> <p>第29条（省略） (新設)</p>	<p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は議決に加わることができない。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、<u>議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 2.（現行どおり）</p> <p>第29条（現行どおり） <u>第30条（業務執行の決定の取締役への委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（監査役および監査役会の設置） 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第31条（監査役の数） 当社の<u>監査役は、3名以上を置く。</u></p> <p>第32条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条（監査等委員会の設置） 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除)</p> <p>(削除)</p>

● 株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p><u>第33条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u> <u>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>第34条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第35条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第36条（社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第37条（監査役会の招集手続き） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> （新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第32条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第33条（監査等委員会の招集手続き） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第38条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令および「監査役会規程」に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>第39条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 2. <u>監査役会</u>の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。</p> <p>第40条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>の定める「監査役会規程」による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条（省略）</p> <p>第44条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第34条（監査等委員会の決議） 監査等委員会の決議は、法令および「監査等委員会規程」に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>第35条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。 2. <u>監査等委員会</u>の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。</p> <p>第36条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>の定める「監査等委員会規程」による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条（現行どおり）</p> <p>第40条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第44条（現行どおり）</p> <p>附 則（<u>社外監査役の責任免除に関する経過措置</u>） 第68回定時株主総会終結前に生じた<u>社外監査役</u>（<u>社外監査役であった者を含む。</u>）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名 選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役8名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
① 再任	まつ やま こういちろう 松山 晃一郎	代表取締役社長 CEO兼COO
② 再任	おか だ けんじ 岡田 憲児	取締役専務執行役員
③ 再任	その だ のぶひろ 園田 信裕	取締役常務執行役員
④ 再任	さ とう かつみ 佐藤 克己	取締役上席執行役員 インフラビジネス本部長
⑤ 再任	こ せき ゆういち 小関 雄一	社外 取締役
⑥ 再任	さわ たに ゆりこ 澤谷 由里子	社外 独立 取締役
⑦ 再任	おか だ としお 岡田 登志夫	社外 独立 取締役
⑧ 新任	せき たか し 関 高志	執行役員SEイノベーション本部長



1 まつ やま こう いち ろう
松山 晃一郎 1965年11月16日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2016年 4月	当社副社長執行役員COO 経営革新本部長
2004年 4月	当社流通営業部長	2016年 6月	当社代表取締役社長COO 経営革新本部長
2009年 4月	当社関西支店長	2018年 4月	当社代表取締役社長COO
2012年 4月	当社公共システム本部副本部長	2018年 6月	当社代表取締役社長CEO兼 COO（現任）
2013年 4月	当社執行役員公共ビジネス統括 本部長		
2015年 4月	当社上席執行役員COO コーポレート本部長		

所有する当社株式数

49,700株

取締役在任年数

5年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

松山晃一郎氏は、1988年当社入社、関西支店長、公共ビジネス統括本部長、コーポレート本部長を経て、2016年6月に代表取締役社長に就任し、現在は代表取締役社長CEO兼COOを務めております。当社の事業全般にわたる豊富な業務経験と経営革新に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としております。



2 おか だ けん じ
岡田 憲児 1960年8月29日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役上席執行役員インフラ ビジネス本部長兼エリア営業本部長
2010年 4月	当社執行役員名古屋支店長	2017年 6月	当社取締役常務執行役員インフラ ビジネス本部長兼エリア営業本部長
2012年 4月	当社執行役員産業ビジネス 統括本部長兼流通ビジネス本部長	2018年 4月	当社取締役常務執行役員 マーケティング本部長
2012年 6月	当社取締役執行役員産業ビジネス 統括本部長兼流通ビジネス本部長	2019年 6月	当社取締役専務執行役員 マーケティング本部長
2014年 6月	当社取締役上席執行役員産業ビジネス 統括本部長兼流通ビジネス本部長	2020年 4月	当社取締役専務執行役員（現任）
2015年 4月	当社取締役上席執行役員インフラ ビジネス本部長兼ネットワーク ビジネス統括部長		

所有する当社株式数

22,800株

取締役在任年数

9年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

岡田憲児氏は、1984年当社入社、名古屋支店長、産業ビジネス統括本部長を経て、2012年6月に取締役に就任し、現在は取締役専務執行役員を務めております。当社主要ビジネスについて豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者としております。

株主総会参考書類



所有する当社株式数

16,600株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

3

そのだ のぶひろ

園田 信裕

1960年10月1日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 7月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員 S E イノベーション本部長
2006年 4月	当社製造ソリューション統括部 第二システム部長	2017年 4月	当社上席執行役員 S E イノベーション本部長
2007年 4月	当社製造ソリューション統括部長	2018年 6月	当社取締役上席執行役員 S E イノベーション本部長
2010年 4月	当社システムソリューション本部長	2020年 6月	当社取締役常務執行役員 S E イノベーション本部長
2014年 6月	当社執行役員産業ビジネス統括本部 システム品質統括責任者兼 流通ビジネス本部副本部長	2021年 4月	当社取締役常務執行役員 (現任)
2014年10月	当社執行役員 S E イノベーション本部副本部長		

取締役候補者とした理由

園田信裕氏は、1983年当社入社、システムソリューション本部長、S E イノベーション本部長を経て、2018年6月に取締役に就任し、現在は取締役常務執行役員を務めております。システムソリューションに関する豊富な業務経験と知見を有しており、引き続き取締役候補者としております。



所有する当社株式数

10,500株

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

4

さとう かつみ

佐藤 克己

1965年2月17日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2015年 7月	当社執行役員名古屋支店長
2004年 4月	当社産業営業統括部製造営業部長	2017年 4月	当社上席執行役員 製造ビジネス本部長
2007年 4月	当社製造営業統括部長	2019年 6月	当社取締役上席執行役員 製造ビジネス本部長
2010年 4月	当社首都圏営業本部副本部長兼 製造営業統括部長	2021年 4月	当社取締役上席執行役員 インフラビジネス本部長 (現任)
2012年 4月	当社名古屋支店長		

取締役候補者とした理由

佐藤克己氏は、1987年当社入社、製造営業統括部長、名古屋支店長、製造ビジネス本部長を経て、2019年6月に取締役に就任し、現在は取締役上席執行役員インフラビジネス本部長を務めております。当社主要ビジネスについて豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者としております。



所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

5 ^こ ^{せき} ^{ゆう} ^{いち}
小関 雄一 1964年3月12日生

再任 社外

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	富士通株式会社入社	2016年 4月	同社執行役員営業部門ビジネスマネジメント本部長
2004年 6月	同社マーケティング本部企画部 担当部長	2018年 6月	当社取締役（現任）
2008年 6月	同社ソリューション事業推進本部 グループ経営推進室長	2019年 1月	富士通株式会社理事営業部門ビジネスマネジメント本部長
2015年 6月	同社インテグレーションサービス部門 ビジネスマネジメント本部長	2020年 4月	同社理事JAPANリージョン ビジネスマネジメント本部長
		2021年 4月	同社執行役員常務（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小関雄一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社の執行役員常務を務めており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を期待し、取締役候補者としております。同氏は2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。



所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

6 ^{さわ} ^{たに} ^ゆ ^り ^こ
澤谷 由里子 (現姓 金井) 1962年9月23日生

再任 社外 独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	日本IBM株式会社入社	2015年 9月	東京工科大学大学院バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻教授
2010年 5月	独立行政法人科学技術振興機構 問題解決型サービス科学プログラム フェロー	早稲田大学大学院経営管理研究科 非常勤講師（現任）	
2013年 4月	早稲田大学研究戦略センター教授	2018年 4月	名古屋商科大学大学院ビジネス スクール教授（現任）
		2018年 6月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

澤谷由里子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授、東京工科大学大学院バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻教授を歴任し、現在は早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師、名古屋商科大学大学院ビジネススクール教授を務めており、特に情報技術に関する高度な知識と併せてサービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督および的確な助言を期待し、取締役候補者としております。同氏は2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

株主総会参考書類



所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

7

おかだ としお
岡田 登志夫

1958年10月26日生

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月 株式会社キーエンス入社
2001年 10月 株式会社イプロス代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役（現任）
2020年 1月 株式会社MITOS代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡田登志夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社キーエンスでの豊富な業務経験に加え、株式会社イプロスの代表取締役社長を経て、現在はビジネスプロデューサーとして、様々な企業の新規事業立ち上げや業務改革を手掛けており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を期待し、取締役候補者としております。同氏は2019年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。



所有する当社株式数

1,600株

8

せき たかし
関 高志

1966年8月23日生

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2008年 4月 当社流通ソリューション統括部
第一システム部長
2012年 10月 当社リテールビジネス統括部長代理
2014年 4月 当社リテールビジネス統括部
統括部長代理兼システム部長兼産
業ビジネス統括本部システム品質
責任者
2017年 4月 当社S E イノベーション本部副本
部長兼流通サービスシステム部長
2020年 4月 当社執行役員S E イノベーション
本部副本部長
2021年 4月 当社執行役員S E イノベーション
本部長（現任）

取締役候補者とした理由

関高志氏は、1990年当社入社、リテールビジネス統括部システム部長、S E イノベーション本部副本部長を経て、現在は執行役員S E イノベーション本部長を務めております。システムソリューションに関する豊富な業務経験と知見を有しており、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小関雄一、澤谷由里子、岡田登志夫の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は澤谷由里子、岡田登志夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、届出を継続する予定であります。
3. 澤谷由里子氏は、旧姓および職務上の氏名を表示しております。
4. 社外取締役候補者と当社の特定関係事業者との関係
小関雄一氏は、富士通株式会社で執行役員常務を務めており、同社は当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
5. 当社は、小関雄一、澤谷由里子、岡田登志夫の3氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。3氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
①	新任 <small>やま であ</small> 山寺 光	常勤監査役
②	新任 <small>ひ ぐち</small> 樋口 千鶴	<small>社外 独立</small> 監査役
③	新任 <small>お の</small> 小野 弘之	<small>社外 独立</small>



所有する当社株式数
10,500株

1 やま であら ひかる
山寺 光

1957年3月27日生

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月	当社入社	2010年 4月	当社取締役上席執行役員企画管理本部長
2005年 4月	当社執行役員営業統括本部業種営業本部長	2010年 6月	当社取締役執行役員企画管理本部長
2007年 4月	当社上席執行役員産業ビジネス本部長	2011年 4月	当社取締役執行役員システムソリューション本部長
2007年 6月	当社取締役上席執行役員産業ビジネス本部長	2013年 4月	当社取締役上席執行役員コーポレート本部長
2008年 4月	当社取締役上席執行役員第一営業本部長	2013年 7月	当社取締役上席執行役員
2008年 6月	当社取締役上席執行役員第一営業本部長兼企画推進本部長	2015年 6月	当社常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

山寺光氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は1979年当社入社、第一営業本部長、システムソリューション本部長、コーポレート本部長を経て、2015年6月より当社常勤監査役に就任しており、特に当社の事業全般に関する豊富な知識およびコンプライアンスや内部監査に関する高い見識を有していることから、監査等委員である取締役候補者としております。



所有する当社株式数
0株

2 ひ ぐち ち づる
樋口 千鶴

1967年3月27日生

新任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2007年 9月	弁護士登録（東京弁護士会） 上條・鶴巻法律事務所入所（現任）	2018年 6月	当社監査役（現任）
----------	-----------------------------------	----------	-----------

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

樋口千鶴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に加え、コンプライアンス等の企業法務に精通しており、特に弁護士としての専門的な知見を活かし、法的かつ客観的な視点から取締役の職務執行に対する監査、監督および助言を期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

株主総会参考書類



所有する当社株式数

0 株

3

おの ひろゆき
小野 弘之

1954年8月10日生

新任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	富士通株式会社入社	2015年 4月	富士通株式会社執行役員専務国内営業部門長兼テクニカルコンピューティング・ソリューション事業本部、特機システム事業本部、未来医療開発センター担当
2011年 5月	同社執行役員社会基盤ソリューションビジネス副グループ長	2018年 4月	株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)代表取締役会長
2013年 5月	同社執行役員常務公共・地域営業グループ長		
2014年 6月	当社取締役		

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小野弘之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社での豊富な業務経験に加え、株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)の代表取締役会長として企業経営に関する経験を有しており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監査、監督および当社の経営に的確な助言を期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 樋口千鶴、小野弘之の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は樋口千鶴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、届出を継続する予定であります。また、小野弘之氏の選任が承認された場合、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - 山寺光氏は、現在、当社の常勤監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 - 樋口千鶴氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - 小野弘之氏は、当社の社外取締役を2014年6月から2015年6月まで務めておりました。
 - 小野弘之氏は、過去10年間に、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者である富士通株式会社および株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)の業務執行者となったことがあります。
 - 本議案が原案どおり承認可決された場合、樋口千鶴、小野弘之の両氏と当社との間で、会社法第427条第1項および当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
 - 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月27日開催の第53回定時株主総会において、年額2億500万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額2億500万円以内（うち社外取締役分は年額300万円以内）とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、より一層のコーポレート・ガバナンス体制の強化および充実を図るため、今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数、構成および役割等を総合的に勘案のうえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った報酬額のご承認をお願いするものであり、その内容は、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員である取締役の員数、構成および役割等を総合的に検討のうえ、係る報酬額のご承認をお願いするものであり、その内容は、監査等委員である取締役の職務と責任および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案し、相当であると判断しております。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界規模で拡大し続けている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）の影響を受け、景気が急速に悪化し、年度後半からは、政府や自治体による各種施策の効果や海外経済の改善などにより回復の兆しが見られたものの、感染症収束の見通しは立っておらず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当情報サービス業界では、商談機会の減少ならびに民需顧客層における設備投資の延伸が一部で見られた一方、感染症対策としてのテレワークをはじめとしたリモート環境の整備・強化やペーパーレス化、クラウドサービスの活用など、ニューノーマルなビジネス環境に対応する需要の増加に伴い、IT投資については底堅く推移いたしました。

こうした環境の下、当社グループでは受注活動の強化と、収入安定化を目的としたストックビジネスの増強に取り組むと同時に、セキュリティビジネスにおきましては、戦略商品「AppGuard®」に中小企業向けに最適化した「Small Business Edition」を新たに加え、ラインアップの充実を図りました。また、感染対策ソリューションとしては、顔認証技術に定評のある日本コンピュータビジョン株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：アンドリュー・シュワベッカー）と提携し、同社の技術を活かしたAI温度検知ソリューション「SenseThunder」のほか、ミライアプリ株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役社長：渡嘉敷 守）とのIoW（Internet of Workers）共同事業の一環として「IoWクラウドサービス 感染対策支援パック」の販売を開始いたしました。さらに、電子契約サービスの導入から運用支援、アフターサポートまでを一括でご提供するアウトソーシングサービス「DD-CONNECT」（ディ・ディ・コネクト）の提供を開始いたしました。

グループ運営においては、近年のM&Aにより取得した連結子会社（株式会社D S R、株式会社アイデス、大協電子通信株式会社）とのシナジー創出により、業界共通の課題でもある技術者を中心とした人材不足への対応を推し進めました。

一方、社内的には「お客さま第一」の方針のもとお客さまの経営課題の解決をご支援するために、「人の品質」「物の品質」「仕事の品質」の向上を目指し、組織を横断するタスクフォース活動による品質向上に引き続き取り組みました。

また、第4四半期には、高収益ビジネスへのリソースシフトを目的として、収益性の低下が顕著となった公共ビジネスの一部から撤退することで、今後のDXビジネス強化につながる構造改革を実施いたしました。

事業報告

この結果、販売面におきましては、富士通株式会社および同社グループとの連携強化による新規商談および既存顧客からの受注獲得に引き続き努めましたが、Windows 7 サポート終了と消費税改正に伴う入替需要が収束したこと、感染症の影響により特に首都圏における受注の延伸が発生したことにより、当連結会計年度の業績は、受注高340億15百万円（前期比86.9%）、売上高362億73百万円（前期比88.0%）となりました。

利益面におきましては、全社的なテレワークの導入等を推進するなど変動費を削減したものの、売上高減少に伴う売上総利益の減少により、営業利益11億26百万円（前期比54.2%）、経常利益11億96百万円（前期比56.9%）と減少となりました。

また、公共ビジネスからの部分的な撤退に伴い、事業整理損16億96百万円を計上したほか、法人税、住民税及び事業税ならびに法人税等調整額を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、4億52百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益19億56百万円）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

なお、当社グループは、情報通信分野における機器の販売およびサービスの提供を行う単一の事業活動を営んでいるため、事業部門別に記載しております。

【事業部門別売上高】

期別 部門	第67期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第68期 (当連結会計年度) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比
情報通信機器	13,488 百万円	10,009 百万円	74.2 %
ソリューションサービス	27,728	26,263	94.7
合計	41,217	36,273	88.0

(注) 当連結会計年度の売上における部門別割合は、情報通信機器部門が27.6%、ソリューションサービス部門が72.4%であります。

【情報通信機器部門】

情報通信機器部門におきましては、Windows 7 サポート終了による入替需要の収束および感染症の拡大に伴い営業活動が著しく制限された影響により、受注高は103億80百万円（前期比83.1%）、売上高は100億9百万円（前期比74.2%）と減少しました。

【ソリューションサービス部門】

ソリューションサービス部門におきましては、公共ビジネスからの部分的な撤退に伴い、受注高は236億35百万円（前期比88.7%）、売上高は262億63百万円（前期比94.7%）となりました。同部門の内訳は以下のとおりです。

ソフトウェアサービスでは、受注高は前年同期比で減少となり、売上高は177億3百万円（前期比93.8%）と公共分野および民需分野ともに減少しました。

保守サービスでは、継続してストックビジネスの拡大を図りましたが、売上高は57億28百万円（前期比98.9%）と微減となりました。

ネットワーク工事では、売上高は28億31百万円（前期比92.6%）と減少しました。

○ 事業報告

(2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資および重要な設備の除却、売却等は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、感染症拡大の影響により、依然として先行きは不透明な状況で推移するものと思われ、経済活動停滞による影響は来事業年度も継続するものと見込んでおります。

また、感染症対策としてのテレワークへの対応等、働き方を根本的に見直す機運の定着化を受け、これまで以上にICTに対するニーズが加速度的に変化すると同時に、少子高齢化による労働人口減少に対応するための生産性向上や、デジタル領域の拡大によるセキュリティ対策への需要の増大など、従来にも増して、IoT化への取組みやAI等の活用が本格化していくものと見込まれます。

このような環境のなか、当社グループは「お客さま第一」と「高品質なサービス」を基本に、当社にとって最大の財産であるお客さまのビジネス拡大と課題解決に寄与するため「価値ある仕組み」としてのICTサービス提供を継続するとともに、「しあわせを追求するICTサービス企業」を目指し、スピード感を持って重点施策に取組んでまいります。

なお、第69期の重点施策は以下のとおりです。

- ① 中堅企業向けビジネスおよび富士通グループとの共創ビジネスをコアビジネスと位置づけ、お客さまの一番近くで「価値ある仕組み」を創造し続けます。
- ② デジタルトランスフォーメーション時代を生き抜くために、自社製品にIoTやAIの技術を組み込み、社内実践した仕組みをお客さまに提供することで価値の増大を図ります。
- ③ ICTの新時代に益々強化が必要とされるセキュリティ対策において、次世代型セキュリティ製品である「AppGuard®」を含めた対策を広く世に知らしめ、将来の収益源の確保に努めます。
- ④ AI温度検知ソリューション「SenseThunder」および電子契約サービス「DD-CONNECT」、ならびに「DAiKO RPA」や「DAiKO OCR」などをはじめとしたソリューションの提供を通じ、ニューノーマル時代に対応した仕組みの整備をICTサービスにより支援し、DXビジネスの強化を図ります。

- ⑤ i-Compassユーザー100万ID（現在65万ID）を目指し、色彩心理学×AI技術によるSaaS型タレントマネジメントシステム「カラタレ」の拡販をはじめとした、人材育成関連商材の拡充を行い、ヒューマンリソースビジネスの強化を図ります。
- ⑥ スtockビジネスの更なる底上げを図るために、仮想オフィスツールである「Remotty®」などパートナーと連携したStock商品拡販施策を展開するとともに、収益性向上のためのシステムと体制整備を継続します。
- ⑦ WEBマーケティングやウェビナーなどによる情報発信を通じ、対面でのサービスが困難となる状況下においても、更なる顧客接点の強化および顧客開拓、案件創出を図るとともに、成約率向上のために組織的な営業活動を支援するセールスフォースオートメーションを活用し、受注を拡大します。
- ⑧ グループ各社との連携を一層緊密にすることで連結業績を向上するとともに、M&Aによるプログラマーを中心とした技術者増員を図り、主力ビジネスの拡大と新ビジネスの確立を目指します。
- ⑨ 収益の源泉となる人材育成については、中期経営計画「D's WAY」の最終年度において、「しあわせを追求するICTサービス企業」を目指し、ジェンダーレスを前提とした継続的な人材教育、社員満足度の向上や未来を見据えた働く制度、環境の整備ならびに人材採用を進めてまいります。
- ⑩ 製造原価と販管費のコントロールを継続することで、営業利益の増加に努めるとともに、更なる財務基盤の安定と資本の増強に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第65期	第66期	第67期	第68期
		(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(当連結会計年度) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	(百万円)	33,286	35,474	41,217	36,273
経常利益	(百万円)	594	1,069	2,103	1,196
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は当 期純損失(△)	(百万円)	433	2,631	1,956	△452
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)		33円92銭	192円17銭	142円89銭	△33円16銭
総資産	(百万円)	20,863	25,504	24,716	23,786
純資産	(百万円)	4,250	6,606	8,159	8,173

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第66期の期首から適用しており、第65期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第65期	第66期	第67期	第68期
		(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(当事業年度) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	(百万円)	32,134	33,205	35,923	31,064
経常利益	(百万円)	543	939	1,946	1,148
当期純利益 又は当期 純損失(△)	(百万円)	387	2,816	1,474	△640
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)		30円25銭	205円64銭	107円72銭	△46円93銭
総資産	(百万円)	20,024	22,928	22,249	21,097
純資産	(百万円)	3,935	6,431	7,592	7,225

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第66期の期首から適用しており、第65期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

(6) 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の6社であります。

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
大興テクノサービス(株)	20 <small>百万円</small>	100.00 %	・電子計算機の保守 ・建物附帯諸設備の保守管理
大興ビジネス(株)	20	100.00	・労働者派遣事業 ・ソフトウェアの開発およびソフトウェアに係る運用管理
(株)AppGuard Marketing	9	66.67	「AppGuard®」に関する市場開拓、販売、導入後サポート
(株)D S R	90	96.54	情報処理・提供サービス業
(株)アイデス	60	100.00	システム開発、アウトソーシング受託事業
大協電子通信(株)	10	100.00	・電話交換機設備の提供 ・LANの設計施工管理

(注) (株)D S Rは、2020年11月10日の臨時株主総会により無償減資を行い、資本金の額を90百万円にいたしました。

(7) 主要な事業内容

- ① 情報処理機器の販売、施工および保守
- ② コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸および保守
- ③ 情報システムの設計、開発、保守、運営管理およびコンサルティング
- ④ 通信システム、情報ネットワークシステムの販売、設計、施工、保守およびコンサルティング
- ⑤ 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- ⑥ 電気通信工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、消防施設工事等各種工事に関する設計、監理、施工、保守およびコンサルティング
- ⑦ ビルメンテナンス業
- ⑧ 労働者派遣事業
- ⑨ 不動産の賃貸および管理
- ⑩ 古物の売買
- ⑪ 前記各号に付帯する一切の事業

● 事業報告

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本 社	新 宿 区	静 岡 支 店	静 岡 市 駿 河 区
東 北 支 店	仙 台 市 若 林 区	静 岡 東 部 支 店	沼 津 市
新 潟 支 店	新 潟 市 中 央 区	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
北 関 東 支 店	宇 都 宮 市	関 西 支 店	大 阪 市 中 央 区
関 東 支 店	さ い た ま 市 大 宮 区	中 国 支 店	広 島 市 中 区
多 摩 営 業 所	立 川 市	山 口 営 業 所	周 南 市
長 野 支 店	長 野 市	九 州 支 店	福 岡 市 中 央 区
松 本 支 店	松 本 市	長 崎 営 業 所	長 崎 市

② 子会社の事業所

名称	所在地
大興テクノサービス(株)	新 宿 区
大興ビジネス(株)	新 宿 区
(株)AppGuard Marketing	新 宿 区
(株)D S R	千 代 田 区
(株)アイデス	大 阪 市 中 央 区
大協電子通信(株)	大 阪 市 北 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業部門等の名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器部門	224名	△2名
ソリューションサービス部門	878	11
管理部	121	△3
合計	1,223	6

(注) 従業員数は企業集団外からの出向者（21名）を含んでおります。なお、企業集団外への出向者はおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
728名	7名	44歳11ヵ月	16年3ヵ月

(注) 従業員数は他社への出向者（24名）を除き、他社からの出向者（46名）を含んでおります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,509百万円
株式会社三菱UFJ銀行	700
株式会社みずほ銀行	650
株式会社新生銀行	200

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

○ 事業報告

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 47,900,000株（普通株式）

(2) 発行済株式の総数 13,868,408株（普通株式）

(3) 株主数 3,928名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
富士通株式会社	1,866 千株	13.68 %
株式会社オービック	1,500	10.99
大興電子通信従業員持株会	662	4.86
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	637	4.67
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	630	4.62
みずほリース株式会社	517	3.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	426	3.12
大興電子通信取引先持株会	229	1.68
サンテレホン株式会社	200	1.47
古我知史	186	1.37

(注) 持株比率は自己株式（222,901株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（その他新株予約権等に関する重要な事項）

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO兼COO	松山晃一郎	
取締役 専務執行役員	岡田憲児	
取締役 常務執行役員	園田信裕	SEイノベーション本部長
取締役 上席執行役員	佐藤克己	製造ビジネス本部長
取締役 上席執行役員	深野澄雄	
取締役	小関雄一	富士通株式会社理事JAPANリージョン ビジネスマネジメント本部長
取締役	澤谷由里子	
取締役	岡田登志夫	
常勤監査役	山寺光	
監査役	安東敏明	リテラ・クリア証券株式会社監査役 大和証券ファシリティーズ株式会社監査役
監査役	樋口千鶴	上條・鶴巻法律事務所

- (注) 1. 取締役小関雄一、澤谷由里子、岡田登志夫の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役安東敏明、樋口千鶴の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役澤谷由里子、岡田登志夫、監査役樋口千鶴の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役安東敏明氏は、2020年6月26日付で、リテラ・クリア証券株式会社の常勤である監査役に就任しております。
 5. 監査役安東敏明氏が兼務をしておりました大和オフィスサービス株式会社は、2020年10月1日付で、全事業を大和証券ファシリティーズ株式会社に承継し、同日付で大和証券株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しております。
 6. 監査役安東敏明氏は、2020年10月1日付で、大和証券ファシリティーズ株式会社の監査役に就任しております。

○ 事業報告

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款第24条、第36条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	164,914 (15,600)	107,115 (15,600)	57,799 (-)	8
監査役 (うち社外監査役)	22,560 (9,600)	22,560 (9,600)	- (-)	3

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、社外役員5名(社外取締役3名、社外監査役2名)に対する報酬等の額25,200千円が含まれております。
2. 期末現在の人数は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
3. 上記業績連動報酬は、前事業年度(第67期)の業績を反映しております。当事業年度の決算に係る業績連動報酬は、来事業年度(第69期)の報酬に反映されます。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬額の決定は、基準額に当期利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤監査役で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役会に報告しております。なお、業績連動報酬に係る指標の目標は以下のとおりであります。

常勤取締役

当期純利益に加え、受注高、売上高、粗利益、営業利益(SE部門の取締役についてはSE部門の総稼働率)を指標としております。

業績連動報酬に反映される前事業年度(第67期)の各々の指標に対する実績は、平均すると100%以上の達成率となっております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は、2006年6月の定時株主総会において、取締役報酬総額:年額2億50百万円以内、監査役報酬総額:年額50百万円以内に決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名で、監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は、代表取締役、その他の業務執行取締役の職位に応じて固定報酬と業績連動報酬の基準額を取締役会において決定しております。当社の常勤取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬を3:1の比率で取締役会により基準を決定しております。基準の決定にあたっては、業績との連動性を高めることで株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに役員業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、固定報酬については前記イの方針に沿って適切に決定されており、業績連動報酬についても役員評価委員会の決定について、整合性を含めた多角的な検討を取締役会で行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長松山晃一郎に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任する決議をしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、役員評価委員会がその妥当性について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

小関雄一氏は、富士通株式会社の理事JAPANリージョンビジネスマネジメント本部長を兼務しております。

同社は当社の大株主であり、主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

● 事業報告

□. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況ならびに発言状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小 関 雄 一	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、特に豊富な業務経験と経営管理の知見から、議案の審議に必要な意見表明を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	澤 谷 由里子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、特に情報技術に関する高度な知識と併せてサービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点から、議案の審議に必要な意見表明を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	岡 田 登志夫	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、特に豊富な業務経験と経営管理の知見から、議案の審議に必要な意見表明を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(b) 当社の不当な業務執行に関する対応の概要

当事業年度において法令または定款違反の事実その他不当な業務執行が行われた事実はありません。

② 監査役

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

安東敏明氏は、リテラ・クリア証券株式会社および大和証券ファシリティーズ株式会社の監査役を兼務しております。株式会社大和証券グループ本社およびそのグループ会社は当社の主要取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

□. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
監査役	安東敏明	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、決議事項等について適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、報告事項についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	樋口千鶴	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、決議事項等について適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、報告事項についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(b) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

当事業年度において法令または定款違反の事実その他不正な業務執行が行われた事実はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	38,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

- ① 取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。
- ② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、2008年5月9日、2013年8月29日および2015年5月8日開催の取締役会においてその一部を改訂することを決議し、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の整備、充実に取組みます。

- ・取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。
- ・当社は当社グループの企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する「経営監理委員会」を設置し、コンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer（CCO））を選任するとともに、事業に関わる法令やリーガルリスクを特定しコンプライアンス体制を計画的かつ網羅的に整備します。
- ・定期的な内部監査により法令および定款への適合性を確認します。
- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役職員に適用される「DAiKOグループ行動基準」の策定および透明性のある内部通報制度（DAiKOホットライン）を設置し運用します。
- ・反社会的勢力や団体とは関わりを持たず、不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令および社内規程に基づき適正に記録し、これを保存および管理します。また、取締役および監査役は常時これらの情報を閲覧することができるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社グループを取り巻くリスクを特定したうえで計画的かつ網羅的にリスク対応を図ります。また、経営監理委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図るとともに、常勤取締役、常勤監査役および議長が指名する者で構成する経営会議を原則月1回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議します。

⑤ 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の職務執行の状況について子会社を管理する部門への報告を義務付けております。

- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社を管理する部門が子会社を定期的に指導、管理を行うことで、子会社の業務執行機能の強化と効率化を図っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとし、当該使用人への指揮命令は監査役に属するものとしたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑦ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

当社グループは、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、DAIKOホットライン規程に基づき、当社グループの取締役および使用人が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。さらに、監査が実効的に行われることを確保するため監査、法務、経理、総務等の関連部門が監査役の業務を補助するとともに、監査役が職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担いたします。

⑧ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性を確保するために以下の体制を整備し、企業価値の向上を図ります。

- ・ 内部統制規程、他関係諸規程、関連文書を整備することで適切な統制環境を構築し、合わせて業務の有効性および効率性を高めます。
- ・ 内部統制の整備・運用状況を評価する日常的モニタリング、ならびに独立評価の仕組みを構築し、実施します。
- ・ モニタリング結果は、経営監理委員会にて、集約、分析し、内部統制が有効に機能するよう継続的に改善を図り、代表取締役および取締役会がその有効性を評価し外部に向けて報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では内部統制システムを整備しており、その基本方針に基づき以下の取組みを行っております。

① 取締役の職務の執行について

取締役会は、取締役会規程に則り開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、さらに職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席しております。また、経営会議においては戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件の十分な審議を行っております。

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、法令および社内規程に基づき適正に記録し、保存管理しております。

② 損失の危険の管理について

リスク管理規程に準拠して特定、集約された当社および当社子会社のリスクについて、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する経営監理委員会において、その対応策および実施状況について定期的に審議、確認を行っております。

③ 子会社から成る企業集団の状況について

関係会社管理規程に従い、子会社の職務執行の状況について、定期的に子会社を管理する部門へ報告を受け、指導・管理を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は当社および当社子会社の監査を行うとともに、監査役会規程に則り開催される監査役会において、適宜情報交換が行われ、常勤監査役は取締役会や経営監理委員会だけでなく、そのほかの重要な会議にも出席するとともに、定期的に稟議書等の業務執行に関わる重要文書の確認を行っております。

⑤ 財務報告に係る内部統制について

内部統制規程、他関係諸規程および関連文書の整備を行うとともに、内部統制の整備・運用状況を評価する日常的モニタリングを行っております。また、モニタリングの結果は経営監理委員会に報告され、継続的な改善を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年5月10日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を以下のとおり決定し、その後2010年9月27日開催の取締役会においてその一部を改訂することを決議しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、株主様をはじめとした当社のステークホルダーとの信頼関係を最優先に考え、当社の企業価値を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。当社はこの方針の下、以下の取組みを行ってまいります。

- ① 業績の向上を図り、安定した収益基盤を確立すること
- ② 大株主である企業との取引関係をより密にし、継続的な信頼関係を構築すること
- ③ 業績を反映した適正な株価形成と、円滑な株式流通を確保するため、IR活動を強化すること
- ④ 株主優遇策すなわち、株価、配当を財務戦略の重要課題として位置づけるとともに、財務面の健全性向上・維持に取り組むこと
- ⑤ 不本意な買収に対抗できる企業価値向上のため、経営計画を策定・推進し、成長基盤を確立すること
- ⑥ 良好な労使関係を確立し、持株会の充実を図り従業員の支持を得ること

さらに、当社は株主異動状況の定期的な調査、買収提案があった場合の対応手順の作成等、当社株式の大量取得を行う者が出現した場合に適切な対応を講ずることができるよう努めてまいります。

なお、取締役会としては、上記取組みの具体的な内容からして、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載方法は以下によります。

1. 金額につきましては、表示単位未満切捨て。
2. 議決権比率および持株比率につきましては、小数第三位を四捨五入。

## ○ 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                  | 科目               | 金額                 |
|-----------------|---------------------|------------------|--------------------|
| <b>資産の部</b>     |                     | <b>負債の部</b>      |                    |
| <b>流動資産</b>     | <b>(16,316,681)</b> | <b>流動負債</b>      | <b>(9,843,809)</b> |
| 現金及び預金          | 6,419,969           | 支払手形及び買掛金        | 4,170,138          |
| 受取手形及び売掛金       | 8,226,437           | 短期借入金            | 3,300,000          |
| 機器及び材料          | 874                 | 1年内償還予定の社債       | 100,000            |
| 仕掛品             | 856,342             | 1年内返済予定の長期借入金    | 27,900             |
| その他             | 818,030             | リース債務            | 115,538            |
| 貸倒引当金           | △4,974              | 未払費用             | 205,665            |
| <b>固定資産</b>     | <b>(7,469,345)</b>  | 未払法人税等           | 39,899             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(1,642,696)</b>  | 未払消費税等           | 176,950            |
| 建物              | 564,650             | 賞与引当金            | 626,564            |
| 工具、器具及び備品       | 72,984              | その他              | 1,081,153          |
| 土地              | 771,964             | <b>固定負債</b>      | <b>(5,768,662)</b> |
| リース資産           | 233,097             | 長期借入金            | 181,350            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(571,053)</b>    | リース債務            | 206,435            |
| ソフトウェア          | 72,322              | 役員退職慰労引当金        | 42,342             |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,432               | 退職給付に係る負債        | 5,338,534          |
| のれん             | 448,305             | <b>負債合計</b>      | <b>15,612,471</b>  |
| リース資産           | 40,842              | <b>純資産の部</b>     |                    |
| その他             | 8,150               | <b>株主資本</b>      | <b>(7,343,827)</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(5,255,595)</b>  | 資本金              | 1,969,068          |
| 投資有価証券          | 1,748,734           | 資本剰余金            | 134,892            |
| 退職給付に係る資産       | 574,686             | 利益剰余金            | 5,294,683          |
| 繰延税金資産          | 2,457,883           | 自己株式             | △54,816            |
| 敷金及び保証金         | 425,979             | その他の包括利益累計額      | (795,776)          |
| その他             | 95,166              | その他有価証券評価差額金     | 812,865            |
| 貸倒引当金           | △46,855             | 退職給付に係る調整累計額     | △17,089            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>(225)</b>        | 非支配株主持分          | (34,176)           |
| 社債発行費           | 225                 | <b>純資産合計</b>     | <b>8,173,780</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,786,252</b>   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>23,786,252</b>  |

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目                     | 金額                 |
|------------------------|--------------------|
| 売上高                    | 36,273,446         |
| 売上原価                   | 27,882,603         |
| 売上総利益                  | 8,390,843          |
| 販売費及び一般管理費             | 7,264,518          |
| <b>営業利益</b>            | <b>1,126,325</b>   |
| <b>営業外収益</b>           | <b>(167,303)</b>   |
| 受取利息                   | 189                |
| 受取配当金                  | 35,070             |
| 違約金収入                  | 48,101             |
| 雇用調整助成金                | 51,015             |
| その他                    | 32,926             |
| <b>営業外費用</b>           | <b>(97,564)</b>    |
| 支払利息                   | 25,367             |
| リース解約損                 | 11,217             |
| 固定資産除却損                | 49,895             |
| その他                    | 11,083             |
| <b>経常利益</b>            | <b>1,196,063</b>   |
| <b>特別利益</b>            | <b>(1,499)</b>     |
| 投資有価証券売却益              | 1,499              |
| <b>特別損失</b>            | <b>(1,732,296)</b> |
| 事業整理損                  | 1,696,342          |
| 投資有価証券評価損              | 29,375             |
| 会員権評価損                 | 6,578              |
| <b>税金等調整前当期純損失</b>     | <b>534,732</b>     |
| 法人税、住民税及び事業税           | 108,498            |
| 法人税等調整額                | △225,394           |
| <b>当期純損失</b>           | <b>417,836</b>     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        | 34,618             |
| <b>親会社株主に帰属する当期純損失</b> | <b>452,455</b>     |

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |         |           |         |           |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 1,969,068 | 134,892 | 5,883,596 | △74,296 | 7,913,260 |
| 当 期 変 動 額               |           |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |         | △136,457  |         | △136,457  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |           |         | △452,455  |         | △452,455  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |         |           | △145    | △145      |
| そ の 他                   |           |         |           | 19,625  | 19,625    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —       | △588,913  | 19,479  | △569,433  |
| 当 期 末 残 高               | 1,969,068 | 134,892 | 5,294,683 | △54,816 | 7,343,827 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |             |           |
| 当 期 首 残 高               | 400,891          | △154,516         | 246,374           | △442        | 8,159,192 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                  |                   |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                  |                   |             | △136,457  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |                  |                  |                   |             | △452,455  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                  |                   |             | △145      |
| そ の 他                   |                  |                  |                   |             | 19,625    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 411,974          | 137,427          | 549,402           | 34,618      | 584,021   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 411,974          | 137,427          | 549,402           | 34,618      | 14,588    |
| 当 期 末 残 高               | 812,865          | △17,089          | 795,776           | 34,176      | 8,173,780 |

## ○ 計算書類

### 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                  | 科目               | 金額                 |
|-----------------|---------------------|------------------|--------------------|
| <b>資産の部</b>     |                     | <b>負債の部</b>      |                    |
| <b>流動資産</b>     | <b>(14,047,746)</b> | <b>流動負債</b>      | <b>(9,008,725)</b> |
| 現金及び預金          | 5,133,924           | 買掛金              | 4,056,635          |
| 受取手形            | 372,421             | 短期借入金            | 3,300,000          |
| 売掛金             | 6,644,275           | 1年内返済予定の長期借入金    | 27,900             |
| 機器及び材料          | 607                 | リース債務            | 62,037             |
| 仕掛品             | 816,105             | 未払金              | 161,426            |
| 前払費用            | 512,211             | 未払費用             | 97,377             |
| その他             | 573,142             | 未払法人税等           | 1,441              |
| 貸倒引当金           | △4,941              | 未払消費税等           | 119,514            |
| <b>固定資産</b>     | <b>(7,049,717)</b>  | 前受金              | 718,357            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(1,218,399)</b>  | 預り金              | 41,516             |
| 建物              | 442,672             | 賞与引当金            | 408,000            |
| 工具、器具及び備品       | 49,693              | その他              | 14,520             |
| 土地              | 591,064             | <b>固定負債</b>      | <b>(4,862,785)</b> |
| リース資産           | 134,968             | 長期借入金            | 181,350            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(74,729)</b>     | リース債務            | 96,521             |
| ソフトウェア          | 59,385              | 退職給付引当金          | 4,584,913          |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,432               | <b>負債合計</b>      | <b>13,871,510</b>  |
| リース資産           | 9,420               | <b>純資産の部</b>     |                    |
| 電話加入権           | 4,491               | <b>株主資本</b>      | <b>(6,398,727)</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(5,756,588)</b>  | 資本金              | 1,969,068          |
| 投資有価証券          | 1,720,334           | 資本剰余金            | (100,000)          |
| 関係会社株式          | 1,292,915           | 資本準備金            | 100,000            |
| 前払年金費用          | 520,556             | <b>利益剰余金</b>     | <b>(4,404,101)</b> |
| 繰延税金資産          | 1,796,216           | 利益準備金            | 31,059             |
| その他             | 667,049             | その他利益剰余金         | (4,373,041)        |
| 貸倒引当金           | △240,485            | 繰越利益剰余金          | 4,373,041          |
|                 |                     | <b>自己株式</b>      | <b>△74,442</b>     |
|                 |                     | 評価・換算差額等         | (827,225)          |
|                 |                     | その他有価証券評価差額金     | 827,225            |
| <b>資産合計</b>     | <b>21,097,463</b>   | <b>純資産合計</b>     | <b>7,225,952</b>   |
|                 |                     | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>21,097,463</b>  |

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                 |
|-----------------|--------------------|
| 売上高             | 31,064,905         |
| 売上原価            | 24,176,412         |
| 売上総利益           | 6,888,493          |
| 販売費及び一般管理費      | 5,834,000          |
| <b>営業利益</b>     | <b>1,054,492</b>   |
| <b>営業外収益</b>    | <b>(145,732)</b>   |
| 受取利息及び配当金       | 97,670             |
| 雇用調整助成金         | 17,057             |
| 雑収入             | 31,004             |
| <b>営業外費用</b>    | <b>(51,646)</b>    |
| 支払利息            | 21,353             |
| リース解約損          | 10,401             |
| 固定資産除却損         | 15,127             |
| 雑損失             | 4,764              |
| <b>経常利益</b>     | <b>1,148,578</b>   |
| <b>特別利益</b>     | <b>(1,499)</b>     |
| 投資有価証券売却益       | 1,499              |
| <b>特別損失</b>     | <b>(1,919,348)</b> |
| 投資有価証券評価損       | 29,375             |
| 事業整理損           | 1,696,342          |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | 193,630            |
| <b>税引前当期純損失</b> | <b>769,270</b>     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 19,297             |
| 法人税等調整額         | △148,125           |
| <b>当期純損失</b>    | <b>640,442</b>     |

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |         |             |        |                     |             |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|--------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   |             | 利益剰余金  |                     |             |
|                         |           | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,969,068 | 100,000 | 100,000     | 17,413 | 5,163,587           | 5,181,001   |
| 当 期 変 動 額               |           |         |             |        |                     |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |         |             | 13,645 | △150,103            | △136,457    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |           |         |             |        | △640,442            | △640,442    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |         |             |        |                     |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |             |        |                     |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －         | －       | －           | 13,645 | △790,545            | △776,900    |
| 当 期 末 残 高               | 1,969,068 | 100,000 | 100,000     | 31,059 | 4,373,041           | 4,404,101   |

|                         | 株主資本    |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △74,296 | 7,175,772 | 416,450          | 416,450        | 7,592,223 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △136,457  |                  |                | △136,457  |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |         | △640,442  |                  |                | △640,442  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △145    | △145      |                  |                | △145      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           | 410,775          | 410,775        | 410,775   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △145    | △777,045  | 410,775          | 410,775        | △366,270  |
| 当 期 末 残 高               | △74,442 | 6,398,727 | 827,225          | 827,225        | 7,225,952 |

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

大興電子通信株式会社  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 古 市 岳 久 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大興電子通信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大興電子通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

大興電子通信株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 古 市 岳 久 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大興電子通信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については取締役及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

大興電子通信株式会社 監査役会

常勤監査役 山寺 光 ㊟

社外監査役 安東 敏 明 ㊟

社外監査役 樋口 千 鶴 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
**ベルサール八重洲3階「Room 4」**  
電話 (03) 3548-3770



## 交通

「日本橋駅」 A7出口 直結（東西線・銀座線・浅草線）  
「東京駅」 八重洲北口徒歩4分（JR線・丸ノ内線）